

議第66号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例の制定について

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

第4条第1項中「令」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「令」という。）」に改める。

附則第2項中「年金たる損害補償」の右に「(令第5条の2第1項各号列記以外の部分に規定する傷病補償年金，令第6条第1項に規定する障害補償年金又は令第7条に規定する遺族補償年金をいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

提案理由

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴い，規定を整備する必要があるので提案する。